

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 保育士就職支援金貸付事業
令和 7 年度 こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 募集要項

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター

1 事業の目的

この事業は、山口県内の保育所等に勤務する保育士資格を持つ方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的として未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業の利用料の一部を貸付けます。

2 貸付対象者

以下の要件のいずれも満たしている未就学児を持つ保育士であって、山口県内の下記の施設又は事業（以下「※保育所等」という）に保育士として勤務される方とします。

- (1) 未就学児を持ち、保育所等を利用している方
- (2) 保育所等における勤務の時間帯により、こどもの預かり支援に関する事業を利用される方

※保育所等とは

- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
- イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
- ク 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって同法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- コ 企業主導型保育事業

3 貸付額・貸付期間

- (1) 貸付額は、ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他のこどもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内（無利子）とします。
- (2) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とします。ただし、2年間を限度とします。

4 貸付けの申込方法

申請は保育所等の単位とします。「こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書（第4号様式）」に次の書類を添付して山口県福祉人材センターへ提出してください。なお、貸付けの申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載してください。

- (1) 保育所等から県社協への送付文書（第5号様式）
- (2) 誓約書（第6号様式）※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします。
※連帯保証人は実印を押印し、印鑑登録証明書1部を添付してください。
（発行から3か月以内）
- (3) 保育士証の写し
（※保育士証は原則現姓名のもの。旧姓での保育証では受理できません。）
- (4) 未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類
- (5) 保育所等における勤務の時間帯が確認できる書類
- (6) こどもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類
- (7) 住民票の写し（発行から3か月以内）
※世帯全員分の記載のあるもの。ただし、コピーは不可。

5 貸付けの決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後、口座振込申出書（第7号様式）を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は、原則年4回に分けて振込みます。

6 返還の免除

1 全額免除

○山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。

ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、

県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

○業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

2 一部免除

○一部免除は、保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

7 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。

- (1) 支援資金の貸付けを解除されたとき
- (2) 山口県内の保育所等において業務に従事しなかったとき
- (3) 山口県内の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の交付決定額より、実績額が低いとき

※償還期間は借受けた期間の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとします。

8 募集期間

令和7年（2025年）7月1日（火）から令和7年（2025年）12月19日（金）

（※必着）まで

（※ただし、貸付枠に達した場合には、締め切ります。）

（※書類不備の場合は受理できません。）

9 問い合わせ先・書類の提出先

事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、下記のとおりです。

なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターのホームページに「保育士就職支援金貸付実施要綱」を掲載していますのでご確認のうえ、申請してください。

また、申請様式等はホームページよりダウンロードできます。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター・保育士就職支援金貸付事業担当
〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI維新ホール3階
TEL：083-902-2355 FAX：083-902-5877

E-Mail：jinzai@yg-you-i-net.or.jp
●ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索

